

鳥取市畜産暑熱対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市畜産暑熱対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、畜産経営（酪農、養豚、養鶏に限る。）の暑熱対策の実施について支援することにより、家畜の暑熱ストレスによる生産性低下を防ぐことを目的として交付する。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、別表第2欄に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、別表第3欄に掲げる補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額（1円未満の端数は、これを切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請の時期等)

第7条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでない場合は、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額

を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

- 4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了後30日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告にあたり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合には、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第12条 補助事業者は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した

財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があった日から20日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(書類の保管)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、規則第16条ただし書の期間を経過するまでの間、様式第4号による財産管理台帳その他関係書類を整備・保管しておかなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月19日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条関係）

1 補助事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率
1 酪農中小家畜暑熱対策事業	大山乳業農業協同組合(以下「大山乳業」という。)、養鶏事業者、養豚事業者	市内に所在する酪農中小家畜施設の暑熱対策に資する整備（二重屋根、遮熱塗料塗布、換気扇 等）に要する経費 補助対象経費限度額：5,000 千円/事業者	1／6

様式第1号（第7条、第10条関係）

鳥取市畜産暑熱対策事業実施計画書（実績報告書）

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画（実績）

酪農中小家畜暑熱対策事業

事業実施主体	施設等の所在	当該施設の 飼養頭羽数	事業内容		
			整備内容	数量	事業費
		頭 (羽)			円

注）実施計画書に整備する機械・施設等の見積書を添付すること。また、実績報告にあつては支出内容の分かる資料（請求書、出来高設計書等）を添付すること。

3 経費の配分及び負担区分

総事業費	負担区分		
	市補助金	事業主体	その他

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載して下さい。

※また、今後当該建物(整備、備品を含む)に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

6 事業完了（予定）年月日

7 消費税の取扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5％を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取扱いについて、いずれかに○をして下さい。

様式第2号（第7条、第10条関係）

収支予算（決算）書

1 収 入

区 分	本年度予算 （決算）額	前年度（本年 度）予算額	差 引		備考
			増	減	
市補助金	円	円	円	円	
事業主体					
その他					
合 計					

2 支 出

区 分	本年度予算 （決算）額	前年度（本年 度）予算額	差 引		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

（注）区分欄の記載方法は、別表に掲げる補助事業の区分によるものとする。

年 月 日

鳥取市長 様

住所
氏名

年度鳥取市畜産暑熱対策事業費補助金に係る仕入控除税額確定報告書

年 月 日付け第 号により交付決定通知のあった 年度鳥取市畜産暑熱対策事業について、鳥取市畜産暑熱対策事業費補助金交付要綱第 10 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 鳥取市補助金等交付規則第 12 条の 2 の補助金の額の確定額
(○年○月○日付け第○○号による額の確定通知) | 金 | 円 |
| 2 | 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を
超えるときは、当該交付決定控除税額） | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 要補助金返還相当額
(3－2) × 補助金の確定額 / 当該確定額に係る補助対象経
費の額 | 金 | 円 |

(注) 別紙として、参考となる書類を添付すること。

様式第4号（第13条関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区		事業実施年度		年度		補 助 金 名									
事業 種類	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分					処分制限期間		処分の状況		
	事業種目 (事業細目)	事業主 体	工種構造 施設区分	施行箇所 又 は 設置個所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負 担 の 区 分				耐用 年数	処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内容	摘 要
									国 庫 補助金	県 費	市 費	その他					
	計																
	計																
	合 計																

- 注1) 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
- 注2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
- 注3) 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
- 注4) この書式により難い場合は、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。